

随意契約理由書

件名	西部市場中央監視設備更新業務	
契約の相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、西部市場の監視室に設置されている中央監視制御装置を更新する業務である。 本業務の対象となる中央監視制御装置は、空調設備等の制御・受変電設備等の監視を行う装置である。 当該設備はアズビル株式会社製であり、同社以外の中央監視制御装置では、既存のリモート盤・センサー等とのシステム調整が出来ない。 またメーカー専用通信が採用されており、中央監視制御装置と既存リモート盤・センサー等は同一メーカー機器である必要があり、既設メーカーである上記業者しか対応することが出来ない。 当該設備は製造業者独自の技術で設計・開発されていることから、安全、円滑かつ迅速に更新・試験調整を行い、更新後のシステム性能を保証できるものは上記業者でなければ不可能である。 以上の理由から、上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場	(電話番号 671-1593)